

第5回庄原市公契約条例等検討委員会 議事録（摘録）

日時 平成30年2月9日（金）13：30～17：13

場所 庄原市役所本庁舎5階 第3委員会室

【出席者】

（委員） 五百竹委員（委員長）、三浦委員、山下委員、植松委員、清水委員
（事務局） 東管財課長、定光契約係長、日野原主任主事

【意見聴取者】

（建設事業関係者） 庄原市建設安全協議会より
（業務委託関係者） 庁舎総合管理事業者より
（指定管理関係者） 保育所指定管理事業者より

（13：30 開会）

- 1 開会（委員長あいさつ・東管財課長あいさつ）
- 2 第4回会議議事録及び会議の公開等について
～第4回会議議事録について、「本日の議事録と合わせて次回会議で協議する」ことに決定
～会議の公開について、「本日の会議は非公開とする」ことに決定
- 3 意見聴取
 - ①（建設事業関係者）庄原市建設安全協議会より
～意見聴取者入室
～意見聴取者・委員・事務局の紹介及び聴取方法の説明・項目に沿って意見聴取
（項目1）現在の市の発注方法について、問題点はあるか。
（項目2）受注による利益率はどうか。
（項目3）社会保険等未加入対策について、意見や要望はあるか。
（項目4）低入札価格調査制度について、意見や要望はあるか。
（項目5）下請け発注について、どのような実態なのか。
（項目6）市外業者をつかわず、市内業者のみで受注できるような体制は難しいか。
（項目7）賃金や労働条件を確保するためには、今後どのような対応が必要か。
（項目8）公契約条例が制定された場合、対象工事については下請けを含め全ての労務従事者に一定額以上の賃金の支払を義務付け、労働条件や賃金の支払い状況等の労働状況台帳を提出していただくこととなるが、対応は可能か。
（項目9）その他、市の入札・契約制度について、意見や要望はあるか。
～意見聴取終了・意見聴取者退室
 - ②（業務委託関係者）庁舎総合管理事業者より
～意見聴取者入室
～意見聴取者・委員・事務局の紹介及び聴取方法の説明・項目に沿って意見聴取

- (項目1) 現在の市の発注方法について、問題点はあるか。
 - (項目2) 受注による利益率はどうか。
 - (項目3) 発注側の仕様書は適切に(実態に即した形で)作成されているか。
 - (項目4) 現在、受注されている委託業務において、問題点はあるか。
 - (項目5) 労働者の雇用形態及び賃金の支払いは、どのようになっているか。
 - (項目6) 公契約条例が制定された場合、労働者賃金の下限額を定めることになるが、対応は可能か。
 - (項目7) その他、市の入札・契約制度について、意見や要望はあるか。
- ～意見聴取終了・意見聴取者退室

③(指定管理関係者) 保育所指定管理事業者より

- ～意見聴取者入室
- ～意見聴取者・委員・事務局の紹介及び聴取方法の説明・項目に沿って意見聴取
- (項目1) 現在の市の発注方法について、問題点はあるか。
 - (項目2) 受注による利益率はどうか。
 - (項目3) 発注側の仕様書は適切に(実体に即した形で)作成されているか。
 - (項目4) 指定管理者制度について、制度上の問題点等はあるか。
 - (項目5) 現在、受注されている指定管理協定について、運営上の問題点等はあるか。
 - (項目6) 労働者の雇用形態及び賃金の支払いは、どのようになっているか。
 - (項目7) 公契約条例が制定された場合、労働者賃金の下限額を定めることになるが、対応は可能か。
 - (項目8) その他、市の入札・契約制度について、意見や要望はあるか。
- ～意見聴取終了・意見聴取者退室

4 意見交換

議長 本日の意見聴取を踏まえて、質問や意見等はあるか。

委員 3名とも、公契約条例に対して積極的なご意見はお持ちではない印象を受けた。現行の入札・契約制度に対してはそれぞれのご意見もあることから、制度の運用で対応可能な点は対応するという方法も考えられる。

委員 前回の意見聴取において、一人親方の立場の方は公契約条例の制定に肯定的であったが、状況が改善されるのではという期待感はあるものの、具体的な要望ではなかったように思う。

委員 発注の平準化は難しいか。

事務局 単年度での予算執行の原則の中で、執行年度を繰り越すためには議会議決が必要となる。債務負担行為の活用や繰越議決の時期を早めて年度を跨いだ発注を行うな

ど、発注の平準化に向けた取組を国、県、他自治体の事例等を参考としながら検討していく必要はあると思っている。

現在の取組として、小規模の維持修繕的な工事は新年度早々に発注し、年度当初の施工が少ない時期を極力減らすような取組を行っている。

委員 理論的に公契約条例が必要であるということではなく、本市の現状を踏まえた上で、本市にとって必要かどうかということが重要である。

委員 適正な価格での発注と発注量の確保が最重要なのではないか。発注量が少ないことが低価格での受注に繋がっているのではないか。現状の中で公契約条例を制定すると、経営が成り立たない会社も出てきてしまう。

委員 公契約条例の制定が必要であるとは思えない。それぞれの課題は個別制度の見直しや運用で対応すべきではないか。仮に条例で基準賃金を設定したとして、その基準を下回っていた場合の指導や、実際の支払を追跡確認することは不可能ではないか。

委員 下限額を下回るような資料はそもそも提出されないことが想定され、あまり実効性がない。仮に偽造された資料が提出されたとしても、発注者にそこまでの調査権限はない。

委員 施工のない時期や同時に複数の現場を施工する時期もあり、その工事のみに要した人件費を精算するのは難しい。年間発注件数が限られている工事に対して条例を制定して時間や労力をかけることより、個別制度においてそれぞれの課題に対応する方が望ましいのではないか。

5 その他

～第6回検討委員会について、3月23日（金）13：30からの開催を決定

6 閉会（17：13 終了）